

## ○不破消防組合消防吏員の服制に関する規程

平成 26 年 9 月 9 日訓令甲第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、不破消防組合消防吏員（以下「職員」という。）の服及び服装に関し必要な事項を定めるものとする。

(服制)

第 2 条 職員の服制は、不破消防組合消防職員服制及び被服貸与規則（昭和 44 年規則第 2 号）によるものとする。

(服装)

第 3 条 制服の着用基準は、次のとおりとする。ただし、消防長が必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 制服は、次に掲げる場合に着用すること。

ア 拝命及び任命のとき。

イ 礼式、通常点検及び特別点検をするとき。

ウ 儀式及び祭典に参列するとき。

エ 表彰を行い、又は受けるとき。

オ 消防本部において、毎日勤務者として執務するとき（消防活動に従事する必要がある場合を除く。）。

(2) 活動服装は、前号に掲げる場合以外に着用すること。

2 所属長が必要であると認める場合は、消防長が認めた服装を着用している場合に限り、上衣を着用しないことができる。

第 4 条 職員は、制服等を私用に供し、又は他人に貸与及び譲渡してはならない。

第 5 条 職員は、制服等について日常手入れ及び保存に留意するとともに、常に清潔な服装をしなければならない。

附 則

この訓令は、平成 26 年 9 月 9 日から施行する。

